

名古屋港管理組合公報

平成21年12月28日
(月曜日)
第 448 号

目 次

○名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	1
○名古屋港港湾隣接地域の変更	1
○名古屋港鍋ふ頭コンテナターミナル第3バース特定埠頭運営事業の募集	11
○名古屋港港湾計画の変更の概要	11

規 則

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十一年十二月二十八日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

○ 名古屋港管理組合規則第十一号

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表埋立事業会計勘定科目表資産の表中 「
 其他流動資産
 」を 「
 其他流動資産
 保管有価証券
 保管有価証券
 」に改め、同表負債
 の表中 「
 其他預り金
 」を 「
 預り有価証券
 其他預り金
 預り有価証券
 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第38号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第1項の規定に基づき、昭和40年名古屋港管理組合告示第26号、昭和41年名古屋港管理組合告示第6号、昭和45年名古屋港管理組合告示第58号及び昭和58年名古屋港管理組合告示第27号で指定した名古屋港港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成21年12月28日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

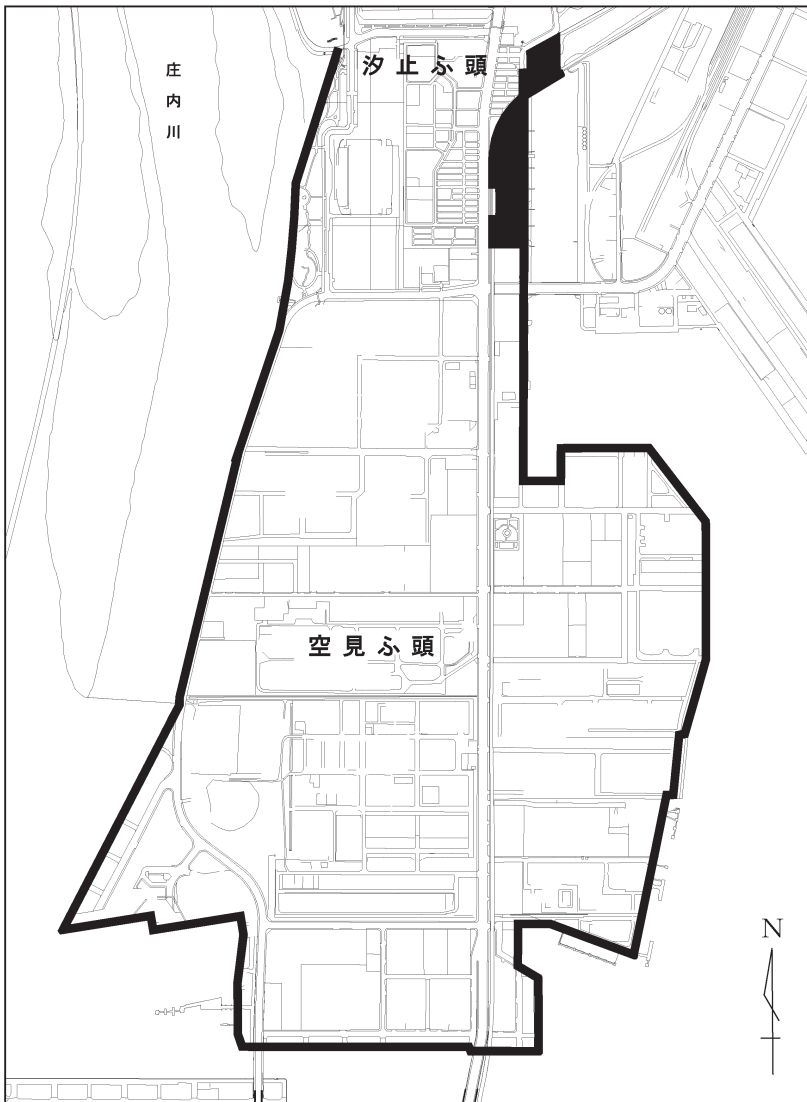
名古屋港港湾隣接地域の範囲

1 汐止・空見ふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域
港区

野跡四丁目11番地、7番地の1、9番地、10番地、汐止町5番地の1、13番地の2、14番地、12番地の3、12番地の5、12番地の6、12番地の4、空見町5番地の8、5番地の10、1番地の24、9番地の1、1番地の26、1番地の4、1番地の22、1番地の23、1番地の25、41番地、40番地の2、40番地の1、9番地の2、5番地の9、1番地の21、39番地の2、38番地、39番地の1、37番地の2、37番地の3、37番地の1、34番地、9番地の3、5番地の1、1番地の8、28番地、32番地の3、32番地の4、33番地の1、31番地の1、31番地の2、27番地、29番地、30番地、36番地、35番地、8番地、10番地及び同番地地先、汐止町2番地、8番地の1、9番地の1、野跡二丁目3番地及び同番地地先、4番地、10番地の1、10番地の2、9番地、11番地、12番地の1、12番地の2、13番地の1、13番地の2、14番地の1、14番地の2、16番地、15番地の1、15番地の3、19番地の4、2番地、1番地及び同番地地先、稲永三丁目地先

指定地域概要図（汐止・空見ふ頭地区）



備考

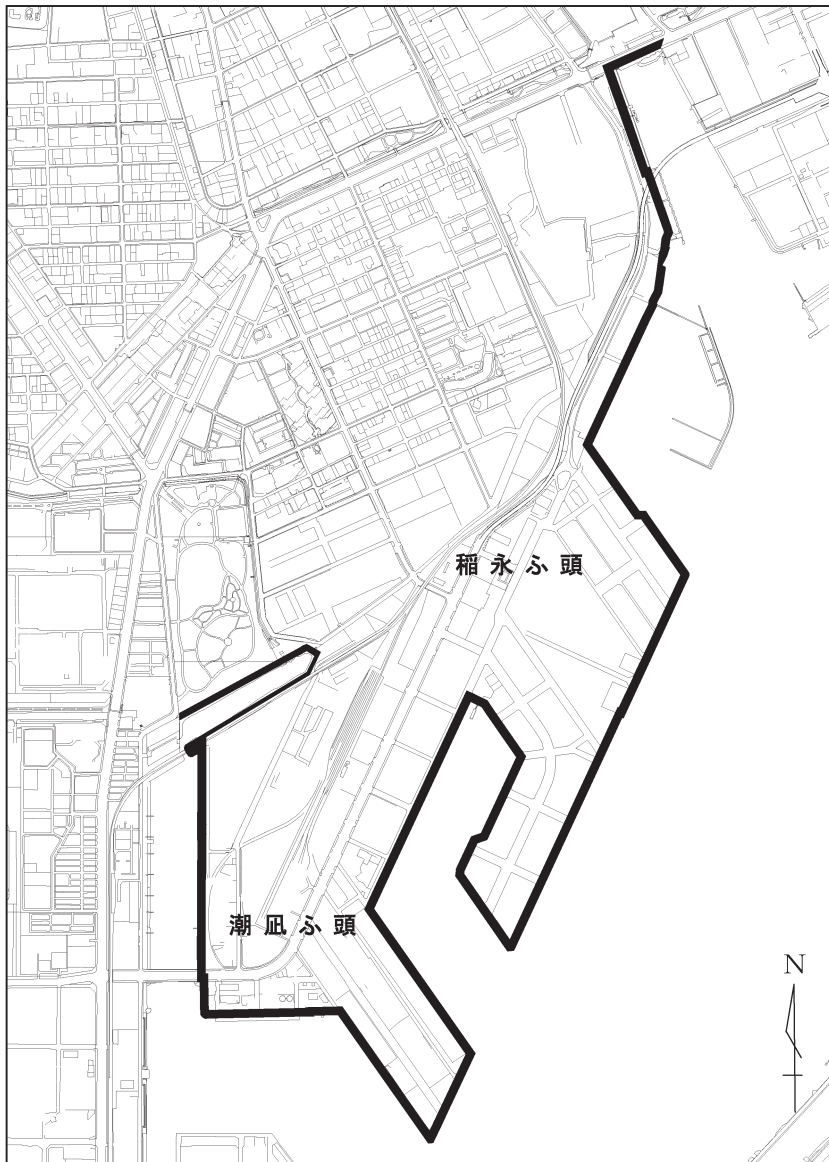
- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

2 稲永・潮風ふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域
港区

稲永三丁目地先、稲永新田字ち321、字り370、稲永三丁目904番地、潮風町18番地、61番地及び同番地地先、66番地、1番地の3、25番地、62番地、60番地、30番地、54番地、1番地の2、74番地、73番地、70番地、75番地、72番地、76番地、71番地、68番地、59番地、58番地、67番地、77番地、69番地、63番地、65番地、稲永新田字か地先、一州町89番地、87番地、90番地、83番地、84番地、85番地、86番地の1及び同番地地先、十一屋町地先、築三町3丁目16番地の1及び同番地地先

指定地域概要図（稲永・潮凧ふ頭地区）



備考

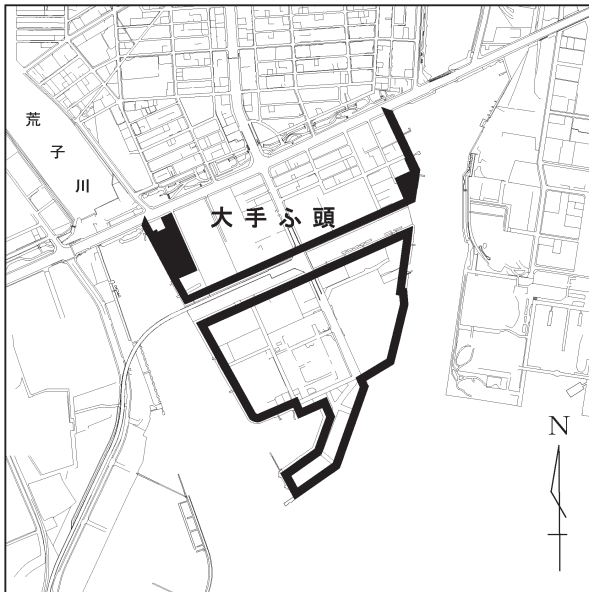
- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

3 大手ふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域
港区

築三町3丁目16番地の1及び同番地地先、16番地、8番地の3、10番地の3、11番地の3、8番地、8番地の6、8番地の4、13番地の1、12番地、16番地の7、16番地の9、16番地の3、5番地、4番地の2、4番地、2番地の1及び同番地地先、築三町2丁目88番地、87番地、41番地、39番地、築三町1丁目36番地、36番地の3、17番地、15番地、35番地、14番地、13番地、12番地、11番地、10番地、10番地の1、9番地の2、36番地の2、8番地、7番地の2、6番地の12、6番地の11、6番地の6、6番地の5、5番地の2、5番地、4番地、1番地の3、1番地、36番地の1及び同番地地先、築地町13番地の1、8番地、8番地の2、8番地の6、8番地の3、8番地の5、9番地、10番地、11番地の2、11番地、11番地の1、14番地、4番地、17番地、15番地及び同番地地先、16番地、3番地、13番地の3、2番地の1、1番地の2、1番地、7番地の3、7番地の5、7番地の2

指定地域概要図（大手ふ頭地区）



備考

- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

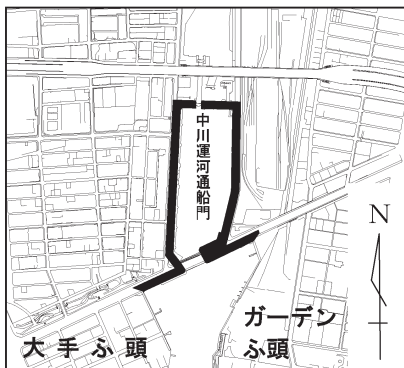
4 中川口地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域

港区

築三町1丁目地先、熱田前新田字中川西272の3及び同番地地先、中川本町7丁目地先、同町6丁目地先、同町5丁目地先、熱田前新田字中川東地先、西倉町地先

指定地域概要図（中川口地区）



備考

- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

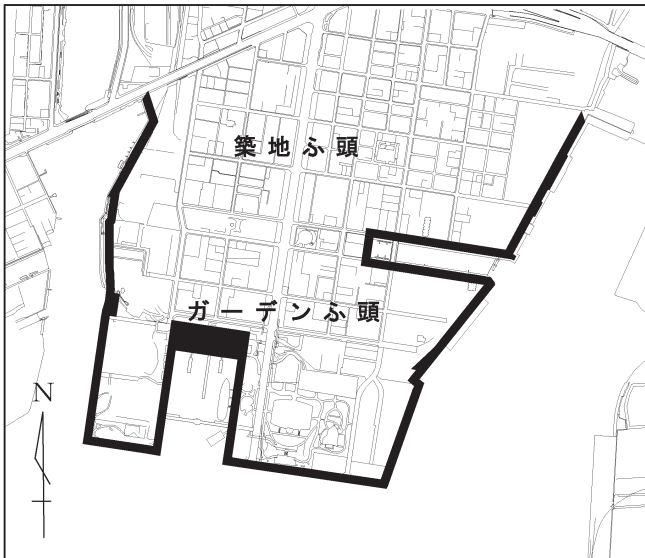
5 築地・ガーデンふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域

港区

西倉町103番地及び同番地地先、102番地の1、104番地、107番地、110番地、111番地、125番地、126番地及び同番地地先、129番地、港町110番地、106番地及び同番地地先、109番地の1、109番地の2、103番地の1及び同番地地先、105番地、108番地、104番地及び同番地地先、101番地及び同番地地先、入船一丁目6番地、201番地、7番地、101番地、5番地、112番地、111番地、110番地、109番地、108番地、4番地、401番地、402番地の1、402番地の2、453番地、501番地、3番地、2番地、1番地、名港二丁目315番地、314番地、313番地、312番地、311番地、310番地、19番地、千鳥二丁目909番地、908番地、907番地、906番地、905番地、5番地、418番地、417番地、416番地、415番地、412番地、4番地、411番地、404番地、410番地、406番地、405番地、401番地、101番地

指定地域概要図（築地・ガーデンふ頭地区）



備考

- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

6 堀川口地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域

港区

千鳥二丁目4番地及び同番地地先、101番地、3番地、1番地、東築地町1番地の5及び同番地地先

指定地域概要図（堀川口地区）



備考

- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

7 築地東ふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域

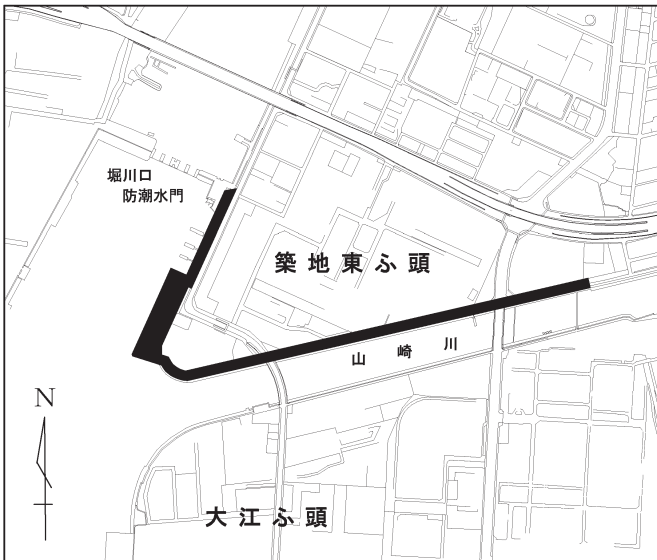
港区

東築地町1番地の5及び同番地地先、28番地の1、28番地の2、27番地、26番地、26番地の2、25番地の3、25番地の2、25番地の7、25番地、25番地の4、25番地の5、25番地の6、10番地の7、竜宮町21番地及び同番地地先、3番地の23、3番地の14、3番地の25、3番地の13、3番地の28、22番地の5、22番地の8

南区

豊田町字汐遊地先、3752の110、3752の127、3752の126

指定地域概要図（築地東ふ頭地区）



備考

- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

8 大江ふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域
港区

大江町22番地及び同番地地先、24番地、9番地の33、9番地の1、9番地の2、6番地の28、6番地の6及び同番地地先、3番地の6、3番地の7、3番地の8、3番地の10、3番地の5、3番地の11、3番地の2、3番地の3、1番地の1及び同番地地先、1番地の5、1番地の6、2番地の13、2番地の12、2番地の11、2番地の10、2番地の9、2番地の8、2番地の15及び同番地地先、2番地の16、7番地の15、7番地の2、7番地の18、10番地の2、10番地の30、10番地の5及び同番地地先、10番地の26、10番地の17、16番地の3、16番地の2、17番地、13番地の10、13番地の9、13番地の1、13番地の11、13番地の12、15番地の2、12番地の5、12番地の9、12番地の8、12番地の7、本星崎町字南3998の21、3998の28、3998の20

指定地域概要図（大江ふ頭地区）



備考

- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

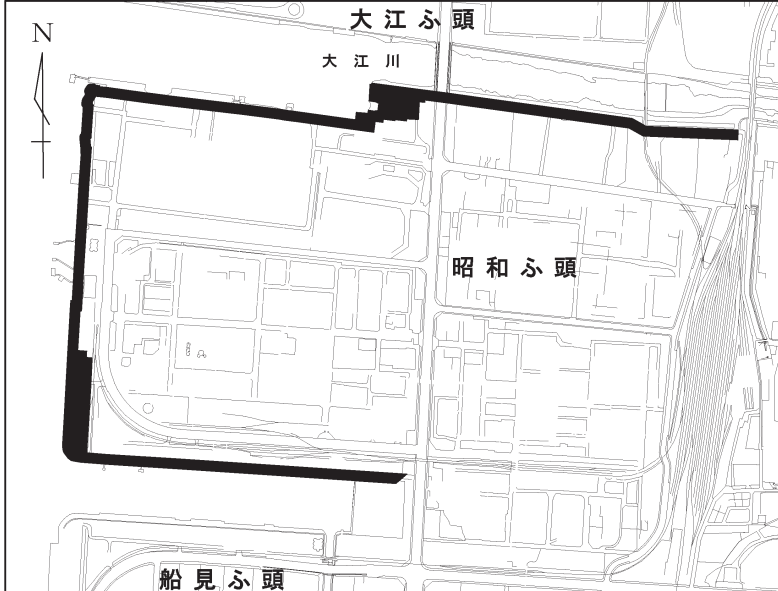
9 昭和ふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域

港区

昭和町43番地の2、43番地の1、39番地の2、25番地、26番地の1、19番地の13、19番地の12、19番地の20、19番地の22、19番地の1、19番地の2、19番地の37、19番地の30、39番地の1、38番地の1、38番地の2、14番地の26、14番地の2、14番地の1、14番地の24、4番地の2、27番地、3番地、28番地、30番地の8、2番地、30番地の3、1番地の1、1番地の2、5番地、29番地、6番地、31番地、10番地の1、10番地の2、10番地の3、32番地、11番地の1

指定地域概要図（昭和ふ頭地区）



備考

- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

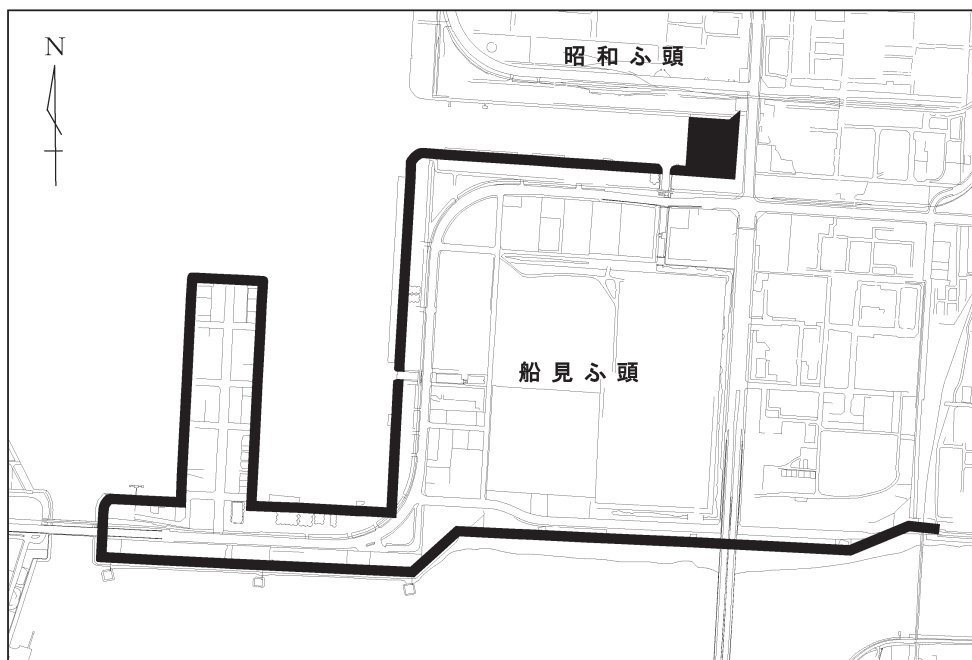
10 船見ふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域

港区

昭和町38番地の2、11番地の1、船見町59番地、5番地の8、5番地の7、8番地の2、9番地、16番地の1、18番地、32番地の1、19番地、20番地、21番地、22番地、23番地、24番地の3、35番地、36番地、37番地、41番地、42番地、43番地、32番地の5、54番地、45番地の3、51番地、52番地、53番地の1、45番地の4、55番地の3、57番地の2、57番地の1及び同番地地先、58番地、49番地、56番地の1及び同番地地先、56番地の2、55番地の5、45番地の1、44番地の1、4番地の1、34番地の17、4番地の4、34番地の16、34番地の1、34番地の19、1番地の136、1番地の99、4番地の3、2番地の1、1番地の100

指定地域概要図（船見ふ頭地区）



備考

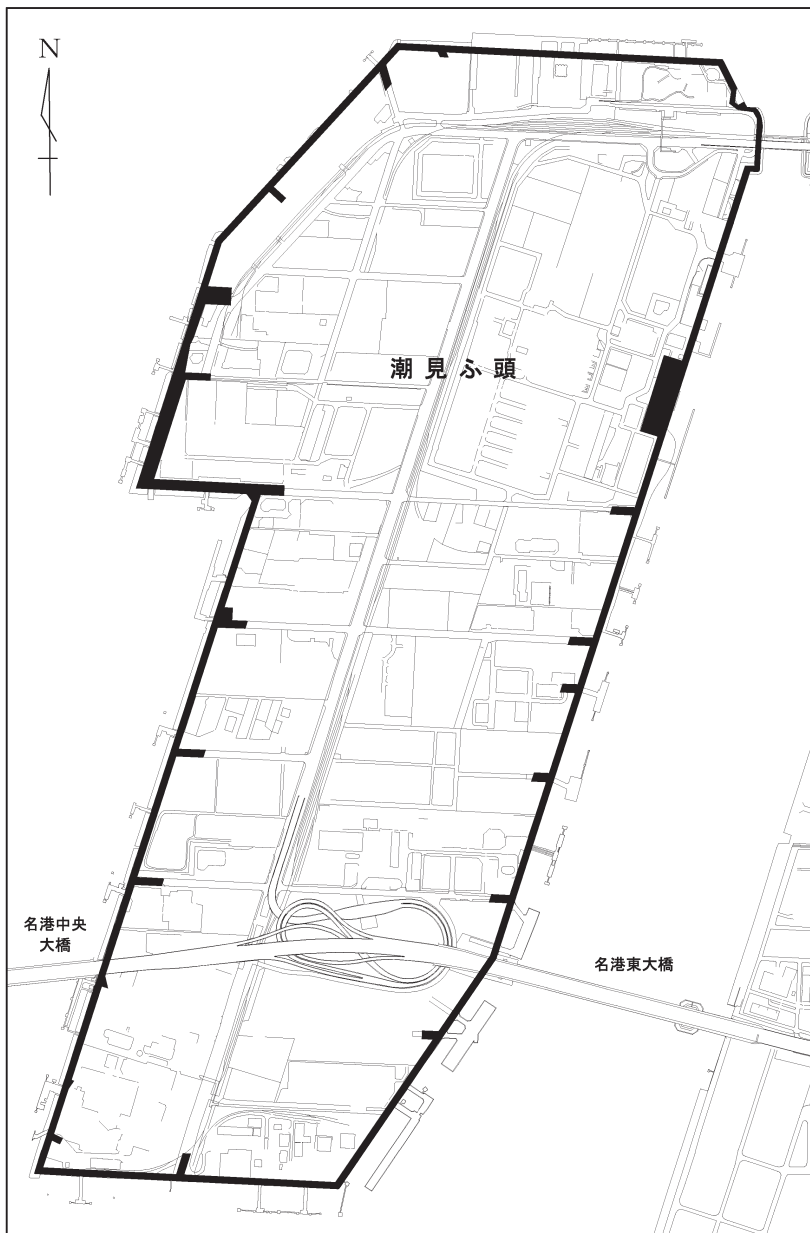
- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

11 潮見ふ頭地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する指定地域概要図に示す地域
港区

潮見町1番地及び同番地地先、1番地の5、20番地、20番地の1、2番地、50番地、53番地、52番地、51番地、49番地、48番地の2、48番地の1、47番地、46番地、45番地、43番地、43番地の2、43番地の1、42番地、30番地の1及び同番地地先、31番地の1及び同番地地先、32番地、33番地、34番地、37番地の36、37番地の35、37番地の37、37番地の32、37番地の23、37番地の65、37番地の99、37番地の98、37番地の25、37番地の26、37番地の46、37番地の52、37番地の47、37番地の28、37番地の57、37番地の70、37番地の33、37番地の79、37番地の73、37番地の74、37番地の76、37番地の77、37番地の78、37番地の31、37番地の18、37番地の20、37番地の19、37番地の17、37番地の16、37番地の2、37番地の15、37番地の83、37番地の88、37番地の13、37番地の12、37番地の11、37番地の10、37番地の81、37番地の8、37番地の7、37番地の6、37番地の5、37番地の4、37番地の3、37番地、38番地及び同番地地先、37番地の1、40番地

指定地域概要図（潮見ふ頭地区）



備考

- 1 指定地域は、黒塗りにより示す部分です。
- 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

12 堀川地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する幅員9mの陸域

港区

千鳥一丁目、佐倉町、千年三丁目、千年二丁目、木場町、東築地町

熱田区

千年二丁目、千年一丁目、熱田西町、川並町

木之免町、大瀬子町、神戸町、内田町

中川区

柳川町

南区

明治一丁目、三条一丁目

13 新堀川地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する幅員7mの陸域

熱田区

伝馬一丁目、伝馬二丁目、伝馬三丁目、新宮坂町、花表町、三本松町、六野二丁目、六野一丁目、池内町、桜田町

中区

金山五丁目、平和二丁目、大井町、富士見町、上前津二丁目、大須四丁目、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目

昭和区

福江一丁目、福江二丁目、福江三丁目、高辻町

瑞穂区

須田町、二野町、牛巻町、新開町、桃園町、浮島町

南区

内田橋二丁目、内田橋一丁目

14 中川運河地区

次の各地番の地先港湾区域に隣接する幅員9mの陸域

港区

中川本町5丁目地先、同町4丁目地先、同町3丁目地先、同町2丁目地先、同町1丁目地先、金船町4丁目地先、同町3丁目地先、同町2丁目地先、同町1丁目地先、新船町4丁目地先、同町3丁目地先、同町2丁目地先、同町1丁目地先、新川町1丁目地先、同町2丁目地先、同町3丁目地先、同町4丁目地先、津金二丁目地先、金川町地先、河口町地先、熱田前新田字西ノ組地先、熱田前新田字中川東地先

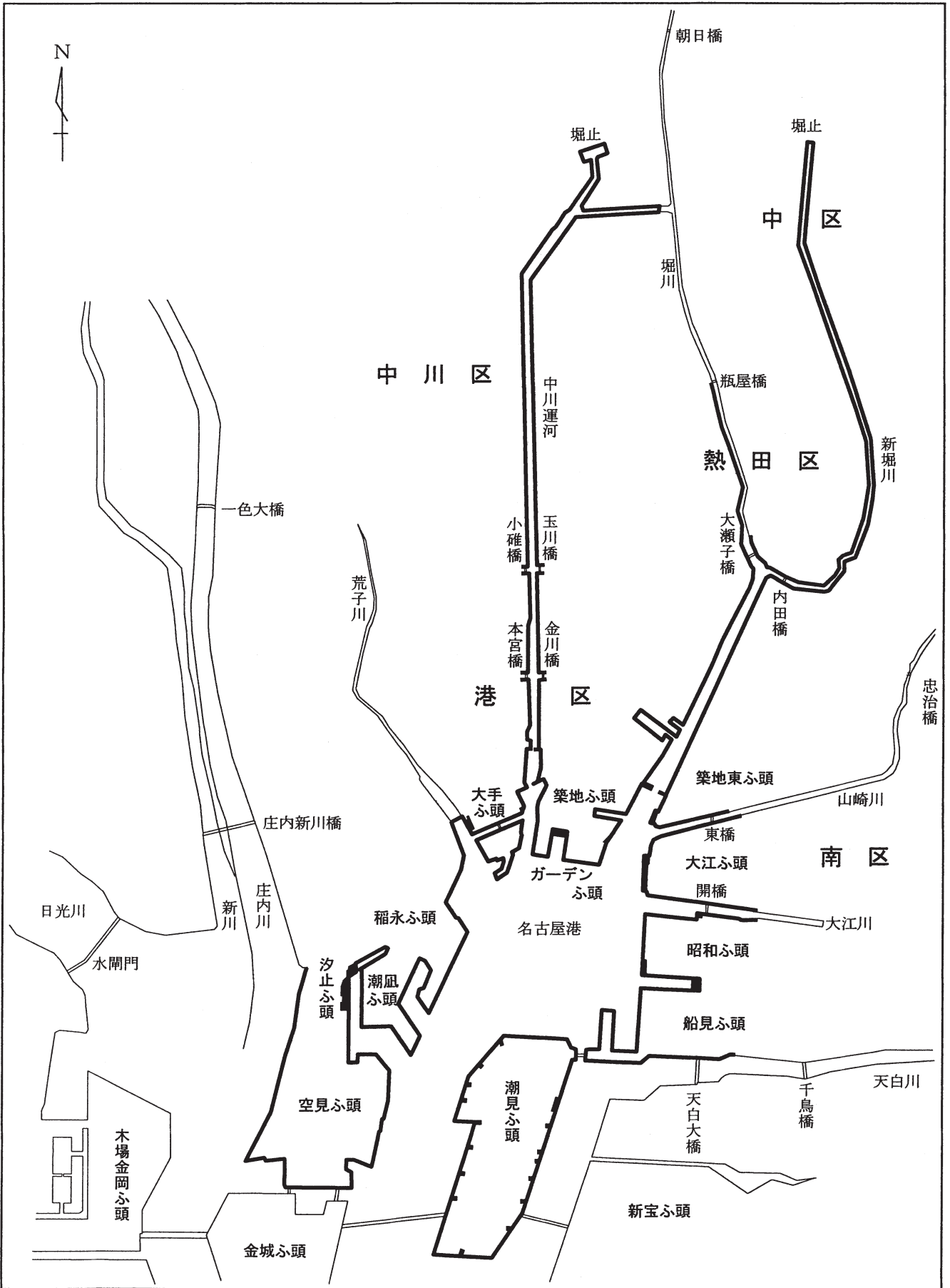
中川区

玉船町4丁目地先、同町3丁目地先、同町2丁目地先、同町1丁目地先、福船町5丁目地先、同町4丁目地先、同町3丁目地先、同町2丁目地先、同町1丁目地先、清船町5丁目地先、同町4丁目地先、同町3丁目地先、同町2丁目地先、同町1丁目地先、富船町5丁目地先、同町4丁目地先、同町3丁目地先、同町2丁目地先、同町1丁目地先、中京南通2丁目地先、同町1丁目地先、舟戸町地先、月島町地先、運河町地先、705番地の3、709番地の2、709番地の1、710番地の5、710番地の2、710番地の3、711番地の1、711番地の2、706番地の2、705番地の2、701番地の4、701番地の2、703番地の2、702番地の2、703番地の3、704番地の2、704番地の1、219番地、225番地、226番地、227番地、304番地、319番地、318番地、703番地の4、509番地の1、510番地、運河通1丁目地先、西日置町10丁目地先、広住町地先、柳堀町地先、西日置二丁目地先、山王一丁目地先、露橋一丁目地先、横堀町1丁目地先、同町2丁目地先、広川町1丁目地先、同町2丁目地先、同町3丁目地先、同町4丁目地先、同町5丁目地先、富川町1丁目地先、同町2丁目地先、同町3丁目地先、同町4丁目地先、同町5丁目地先、清川町1丁目地先、同町2丁目地先、同町3丁目地先、同町4丁目地先、同町5丁目地先、同町6丁目地先、福川町1丁目地先、同町2丁目地先、同町3丁目地先、同町4丁目地先、同町5丁目地先、玉川町1丁目地先、同町2丁目地先、同町3丁目地先、同町4丁目地先

中村区

運河町720番地の2、719番地の1、718番地の2、736番地、717番地の3、739番地の2、739番地の1、746番地の1、740番地の1、717番地の1、716番地の1、718番地の3、726番地の1

指定地域概要図（全域）



備考 1 指定地域は、太線により示す部分です。
 2 指定地域の詳細図は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供します。

名古屋港管理組合告示第39号

名古屋港鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バースでは、民間事業者の創意工夫や経営能力を生かした効率的な運営を図るため、港湾法第54条の3に規定する特定埠頭の運営の事業について、下記のとおり提案を募集します。

平成21年12月28日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

記

募集要項の公表：名古屋港のホームページ (<http://www.port-of-nagoya.jp>)

募集要項の配布場所：名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合企画調整室調整担当

問い合わせ先：名古屋港管理組合企画調整室調整担当

電話番号 052-654-7904

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成21年12月28日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

ア 外貿コンテナ埠頭計画

(ア) 臨海部物流拠点の形成を図る区域

以下のとおり計画する。

地区名	臨海部物流拠点の形成を図る区域
西部地区	水深16メートル 岸壁 延長1,050メートル
	水深15メートル 岸壁 2バース 延長700メートル
	水深12メートル 岸壁 3バース 延長900メートル
	水深12メートル 岸壁 1バース 延長250メートル
	水深10メートル 岸壁 2バース 延長370メートル
	埠頭用地 124ヘクタール
	港湾関連用地 208ヘクタール
	交通機能用地 23ヘクタール

(イ) 効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）	用途	面積（ヘクタール）
西部地区	12	1	250	コンテナ船用	14

イ 外貿埠頭計画

以下の既定計画を削除する。

岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
西部地区	11	1	190

(2) 水域施設計画

以下の既定計画を削除する。

泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
西部地区	11	27

(3) 臨港交通施設計画

以下のとおり計画する。

地区名	道 路
西部地区	臨海部物流拠点の形成を図る区域内の臨港道路

(4) 港湾環境整備施設計画

以下のとおり計画する。

緑地

地区名	面積 (ヘクタール)
西部地区	1

(5) 土地造成及び土地利用計画

以下のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：ヘクタール)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
	西部地区	(288) 288	(353) 353	(503) 503	(80) 101	(140) 140

注1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地造成計画)

(単位：ヘクタール)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
西部地区	(3) 3	(10) 10	(22) 22		(1) 1	(35) 35

注1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合